

用語解説

頁	用語	解説
10	スプロール (英:sprawl)	都市が急激に発展・拡大し、計画的な街路が形成されず、郊外に向かって市街地が無計画・無秩序に開発が行われること。虫食い状態に宅地化が進む様子。
12	移動図書館車	図書館が近くにない地域に、図書等を積んで巡回し、貸出・返却などのサービスを提供する自動車。 Bookmobile(BMと略称される)、Mobile Libraryと呼ばれている。
	ブックトーク (英:Book talk)	一つのテーマにそって、あるいは何らかの関連性を持たせて、数冊の本の内容を順序良く紹介すること。
	コンビニエンスストア図書等 取次事業	24時間営業の市内コンビニエンスストアで、本やCDなどが受け取れる取り次ぎサービス。
13	指定管理者制度	公の施設の管理運営を、地方公共団体の指定する者が代行する制度。2003年に、地方自治法改正により制定。
	所在館方式	図書等の所蔵館を固定せず、返却され所在している館の蔵書とする方式。 《メリット》 ◎蔵書を流動的にすることによりタイトル数が豊富になる。 ◎書架の本が入れ替わることにより、多くの本と出合うことができる。 ◎構成の変更が容易であり、地域の変化に柔軟に対応できる。 《デメリット》 ◎基本図書・分類構成が固定されないため、書架の維持に労力を要する。 ◎特徴ある個性的な蔵書構成の維持が難しい。
	おはなし会	子どもたちに本や昔話の面白さを実感してもらうために、語りや絵本の読み聞かせなどをする行事
20	松井小学校図書館	地域開放型の学校図書館。 市内在住で保護者同伴の児童であれば、学校図書館の利用ができる。 また、一部公共図書館の機能もあり、所沢図書館の利用者登録、貸出・返却、予約などが可能。
22	埼玉県西部まちづくり協議会	同一鉄道沿線にあり、歴史的・地理的に共通する所沢市・入間市・狭山市・飯能市の4市で組織する協議会で、通称「ダイアプラン」。各種公共施設の相互利用などを実施
23	SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービス (英:social networking service)	インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。代表的なSNSとしては、Facebook(フェイスブック)、mixi(ミクシィ)などがある。

32	バリアフリー化 (バリアフリー=英:Barrier free)	障害者や高齢者などが、社会生活に参加することを困難にしている物理的、制度的、心理的な障壁(バリア)を取り除くこと。 道路や建物内の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近ではより広い意味で用いられ、思いやり・気持ちなどソフト面での障壁の除去なども含む。
33	非来館型サービス	図書館に来館することなく、図書館の情報や資料などが利用できるサービス 現在、所沢図書館では、HP上からの蔵書検索・予約、図書館情報の提供、コンビニエンスストア図書取次事業などを実施している。
	ステークホルダー (英:stakeholder)	企業・行政等の利害と行動に、直接・間接的な利害関係を有する者を指す。日本語では利害関係者。 図書館の場合、具体的には、市民(顧客)、地域社会、団体、学校、行政機関・施設など。
38	資料選定モニター	偏向のない図書館資料の収集を図るため、選出された学識経験者などから、幅広く意見を取り入れること。
	オンデマンド出版	オンデマンド(英:on-demand)とは、「要求(demand)に応じて」という意味。 本などの出版物の内容を、デジタルデータ化し、コンピューターに蓄積しておき、利用者の要求に応じて、必要な部数を出力、提供する出版形態。
	電子書店	インターネット上に出版物の情報を載せて注文を受け、出版物を宅配または電子化された状態で配信する書店
39	課題解決支援機能	地域や市民の抱えている課題を解決するために、関係各署と連携して資料収集、情報提供をするサービス 例えば、市民が法律上の問題を解決するために法律を勉強したり、新聞記事を検索して事故発生の原因を分析したりする際に、図書館が情報提供によって支援すること。
40	パスファインダー (英:Pathfinder)	path(小道)+finder(発見者)の複合語。道しるべ・道案内のこと。 図書館では、特定の主題や情報について、利用者が自分で容易に調査できるよう、その探索方法を示すことを目的に、関連資料・情報・情報源などをまとめたリストを指す。
	情報リテラシー (英:information literacy)	情報活用能力、情報処理能力のこと。情報を使いこなす力とも表現される。 メディアなどを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、選択、収集、活用、編集、発信するなど、自分の目的に合わせて情報を使用できる能力のこと。
	レファレンスサービス (英:reference service)	利用者の調査・研究に対して、図書館員が情報あるいは必要とされる資料を提供・回答することによって援助するサービス。また、自館で提供できる資料・情報等では不十分な場合には、利用者が必要とする情報の情報源となりうる専門情報機関などを紹介するサービス(レフェラルサービス)もある。

40	レファレンス・ツール (英:reference tool)	レファレンスサービスのために使用する資料や情報源で、辞書・事典類や目録、データベース、インターネットのサイトなど。迅速かつ適切な回答を行うための情報源を準備するもので、文献リストや事例集などの自館作成ツールも含まれる。
	専門情報機関	特定分野の資料・情報を収集・所蔵する資料室や専門図書館など
43	対面朗読サービス	視覚障害などにより、文字(墨字)を読むことが困難な利用者を対象に、要望に応じて、館内の対面朗読室等で、朗読奉仕者が対面で資料を代読するサービス
	大活字本	一般の印刷文字が読みにくい、または判読できない高齢者や弱視者に向けて、大きさ・行間・コントラスト等を考慮し、大きな活字で印刷された図書のこと。大型活字本、拡大図書とも呼ばれる。
	DAISY デイジー (英:Digital Accessible Information System)	デジタル音声情報システムの略称。障害者用の録音資料作成システムとして、カセットテープに替わり、音声をデジタル化してCDなどに録音、再生する方式
	マルチメディア DAISY	音声とともに画像などを表示できるDAISYのこと。視覚障害者だけでなく、読むことが困難な様々な人に合わせた効果的な読書が可能
45	所沢市公共建築物修繕計画	公共建築物の劣化の予防保全に取り組むために、平成18年に所沢市が策定した計画
	ユニバーサルデザイン (英:Universal Design、UD)	障害の有無、年齢、性別などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が、利用しやすいよう生活環境をデザインする考え方。
46	図書館まつり	所沢市の生涯学習推進事業の一環として開催する行事。市民による実行委員会形式により実施され、平成12年度に第1回を開催。
48	図書館司書	公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れ、分類、目録作成、貸出及び返却、読書活動推進のための各種主催事業の企画・立案と実施、資料についてのレファレンスサービスや読書案内などを行う専門的職員。
	子ども司書制度	読書に興味・関心のある児童・生徒を対象に、図書の分類法や検索など司書のノウハウを教える講座を開き、修了者を「子ども司書」に認定する事業。友だちや家族に読書の素晴らしさを伝えるリーダーを養成することを目指す。
49	学校団体貸出	授業での調べ学習や、学級文庫などに使用する本を学校に貸出すこと。
51	雑誌スポンサー制度	図書館において、企業などが地域社会貢献の立場から雑誌の購入代金を負担し、その雑誌を寄贈する制度。

51	地域文庫	公民館や児童館等を利用し、図書館からの貸出を受ける等により子どもの本を備え付け、近隣の子どもたちに貸出したり、おはなし会を行ったりする活動(組織)。
	読書会	複数の人が集まって、共通の本を読み、内容についての疑問点や感想・意見を述べ合う会。共有する事で、本への理解を深める。それぞれが本を持ち寄り、紹介する場合もある。
52	コントロールタワー	所沢図書館としての方向性を堅持するため、資料収集等の基幹業務を担い、7分館の格差ないサービス提供が保たれるよう統制する役割のこと。

※サービスを考える上で、参考としているもの

用語	解説
図書館の自由に関する宣言	<p>文部科学省所管の特例社団法人日本図書館協会による綱領。</p> <p>図書館の自由に関する宣言(抄) 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。 この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。</p> <p>第1 図書館は資料収集の自由を有する。 第2 図書館は資料提供の自由を有する。 第3 図書館は利用者の秘密を守る。 第4 図書館はすべての検閲に反対する。 図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。</p>
図書館員の倫理綱領	<p>「図書館の自由に関する宣言」が、1979年に改定されたことを受けて示された、図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範。</p>
図書館学の5法則	<p>インドの数学者で図書館学者のランガナータン(Shiyali Ramamrita Ranganathan: 1892年8月9日 - 1972年9月27日)が、簡潔な言葉で言い表した図書館の基本目標。</p> <p>≪図書館学の5法則≫ 図書は利用するためのものである いずれの読者にもすべて、その人の図書を いずれの図書にもすべて、その読者を 図書館利用者の時間を節約せよ 図書館は成長する有機体である</p> <p>(S.R.ランガナタン著,森耕一監訳 『図書館学の五法則』日本図書館協会.1981)</p>